

事務連絡
令和2年9月24日

各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
各都道府県水道行政担当主管部（局）

担当官 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道法に基づく申請書等の宛先の氏名の記載について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き御礼申し上げます。

当課に提出される水道法に基づく申請書、届出書、及び、国庫補助金に係る各書類の宛先については、現状、「厚生労働大臣」と職名のみ記載されている場合と「厚生労働大臣 ○○○○」と職名と氏名の両方が記載されている場合があります。これらの文書については、従来からどちらの場合も可としており、事務負担の軽減の観点から前者を推奨いたしますのでお知らせいたします。

なお、各都道府県におかれては、各々の内規等に基づきつつ、本事務連絡の趣旨を踏まえて適切にご対応いただきますようお願いいたします。